

～令和4年度「高度伐木技術者育成研修」募集案内～

1. 研修概要 高度な伐木技術を有する林業技術者の育成を目的とした、最大17.5日間の研修。
2. 研修期間 令和4年7月～令和5年1月（予定）
3. 実施場所 和歌山県農林大学校林業研修部（西牟婁郡上富田町生馬1504-1）及び近隣の実習地
4. 募集期間 令和4年3月31日（木）まで
5. 募集定員 8～10名
6. 書類提出先 事業主の事務所等の所在地を所管する振興局林務課 林業労働担当  
※必要書類等について説明いたしますので、まずは早めに電話にて問い合わせ下さい。

- ・海草振興局林務課 TEL073-441-3366
- ・那賀振興局林務課 TEL0736-61-0015
- ・伊都振興局林務課 TEL0736-33-4910
- ・有田振興局林務課 TEL0737-64-1263
- ・日高振興局林務課 TEL0738-24-2912
- ・西牟婁振興局林務課 TEL0739-26-7911
- ・東牟婁振興局林務課 TEL0735-21-9612

7. 対象者 ①以下の条件に該当する事業体の事業主若しくは事業体に雇用されている者

林業労働力の確保の促進に関する法律第2条第2項に規定する者（素材生産業を営む者については、和歌山県木材業者等の登録に関する条例第3条に規定する登録を受ける者とする。）であって和歌山県の区域内に本店又は支店その他の事務所を有するもの及び林業を経営する個人であって県内に住所を有するものをいう。

- ②事業主にあっては、次のとおり。
  - (1) 研修終了後、5年以上林業に就業できる年齢である者
  - (2) 伐木業務特別教育を修了している者
- ③雇用されている林業労働者にあっては、次のとおり。
  - (1) 雇用契約において期間の定めがない者であって、本事業の研修終了後、5年以上林業に就業できる年齢である者
  - (2) 4か月以上の雇用期間が定められている者（季節労働を除く。）

のうち、本事業の研修終了までの就業を予定し、かつ、研修終了後、5年以上林業に就業できる年齢である者  
(3) 伐木業務特別教育を修了している者

8. 経 費 受講料は無料

9. 内 容 研修においては以下のような講習を行います。

- ・ 広葉樹伐木講習 (1.5日)
- ・ 樹上作業 (クライミング) 講習 (4日)
- ・ 樹上作業 (リギング) 講習 (4日)
- ・ 玉掛け技能講習 (3日)
- ・ 小型移動式クレーン運転技能講習 (3日)
- ・ 高所作業車運転技能講習 (2日)

10. 注 意 点 令和4年度県予算の県議会での審議内容によっては、研修内容を変更することがあります。

11. 担 当 者 和歌山県農林大学校林業研修部 担当：濱田 TEL0739-47-4141  
(西牟婁郡上富田町生馬1504-1)